

新型コロナウィルスに関する学校や児童生徒のお休みのガイドライン

【体調が悪い時】

症状	対応	取扱い
発熱等の風邪の症状がある場合 同居家族に同様の症状がある場合	・無理をせず、自宅で安静にしてください。 ・発熱等の風邪の症状がみられる時は、かかりつけ医や相談ダイヤル等に相談をしてください。	発熱等の風邪の症状が治るまでは、「出席停止*」となります。

【登校の判断】

*出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにはなりません。

新型コロナウィルスに感染しているかどうかを確認するために検査(PCR・抗原)を受ける時は、**登校できません**。その場合、「出席停止*」となります。(登校できる場合もあります)

状況	検査を受ける人		登校	出席停止期間等
	児童生徒	家族		
①濃厚接触者で検査をする場合	●		×	感染した人と接触をした日の翌日から14日間 ※陰性が判明した場合でも、14日間は「出席停止*」
		●	×	検査を受けることとなった日から検査結果で「陰性」が判明するまで
②濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査をする場合	●		×	保健所の指示に従う。(感染した人と接触をした日の翌日から健康観察期間は出席停止) ※陰性が判明した場合でも、観察期間は出席停止*
		●	×	検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」が判明するまで
③学校や勤務先などで感染者が確認され、自分や勤務先の判断で検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」が判明するまで出席停止の扱いができます。
		●	○	濃厚接触者でないため、登校できます。
④勤務先や自分の判断で検査する場合(定期検査等)	●	●	○	濃厚接触者でないため、登校できます。
⑤発熱等の風邪の症状により検査をする場合	●	●	×	検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」が判明するまで

【休校・学級閉鎖の判断】

*濃厚接触者が特定され、消毒作業が完了し、安全が確認された後、学校を再開します。

状況	区分	出席停止期間等
学校で感染者が確認された場合	休校	クラスターと判断した場合は感染状況により、休校となる場合があります。保健所の指示のある期間は出席停止
	学年閉鎖	感染の広がりの状況により、感染した児童生徒が登校した最後の日の翌日から3~7日間程度が学年閉鎖となります。
	学級閉鎖	感染した児童生徒のクラスは、濃厚接触者および検査を受けた児童生徒・教員の陰性が確認された日まで。

※上記の日数はあくまでも目安です。感染状況や感染者との接触期間によって変わることがあります。